

# 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

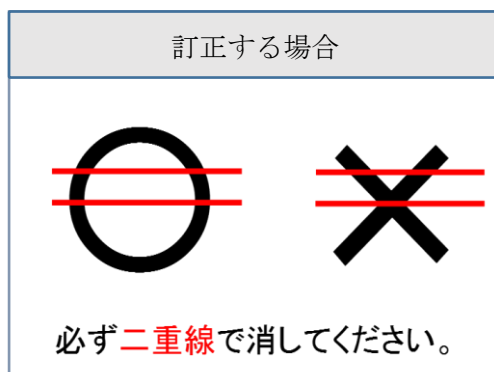
試験実施日 令和6年2月16日

事業者名 \_\_\_\_\_

受験者名 \_\_\_\_\_

## 【注意事項】

1. 試験時間は、45分間です。
2. 解答はボールペンで記載して下さい。
3. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
4. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
5. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
6. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。



事務処理欄		
		/ 30

中部運輸局

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を  
( ) 内に記入して下さい。

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。 ( )
- 2 輸送実績報告書は、毎年6月30日までに提出しなければならない。 ( )
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に届け出なければならない。 ( )
- 4 事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項を定めなければならない。 ( )
- 5 旅客自動車運送事業者は、運転者に対して適切な指導監督を行い、その日時、場所等を記録し、その記録を営業所において1年間保存しなければならない。 ( )
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 ( )
- 7 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。 ( )
- 8 一般旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。 ( )
- 9 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。 ( )
- 10 旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。 ( )

- 11 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任するときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。  
( )
- 12 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。  
( )
- 13 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要はない。  
( )
- 14 一般貸切旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。  
( )
- 15 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際して注意を要する箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者等に対し適切な指示を行うとともに、携行させなければならない。  
( )

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を( )に記載して下さい。

- 16 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に対して、勤務終了後、継続( )時間以上の休息期間を与えること。
- 17 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は( )時間を超えないものとする。
- 18 一般旅客自動車運送事業者は、( )がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
- 19 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として営業所ごとに最低( )名以上の運行管理者を選任しなければならない。
- 20 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその( )を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 21 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（ ）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。  
〔A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員〕
- 22 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）保存しなければならない。  
〔A. 半年間 B. 一年間 C. 三年間〕
- 23 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ ）により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。  
〔A. 乗務記録 B. 運行記録計 C. 運行指示書〕
- 24 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員等の氏名等の記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ ）保存しなければならない。  
〔A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間〕
- 25 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ ）の利便を図ることを目的とする。  
〔A. 事業者 B. 従業員 C. 旅客〕
- 26 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（ ）適切な処置をしなければならない。  
〔A. 添乗員のために B. 旅客のために C. 乗務員のために〕
- 27 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。  
〔A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清潔に〕
- 28 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して（ ）、弁明しなければならない。  
〔A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく〕

- 29 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員等の（ ）についての規律を定めなければならない。  
[A. 接遇 B. 運転技術 C. 服務]
- 30 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。  
[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]

# 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題(回答)

試験実施日 令和6年2月16日

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。 (○)  
[法第3条]
- 2 輸送実績報告書は、毎年6月30日までに提出しなければならない。 (×)  
[報告規則第2条]
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に届け出なければならない。 (×)  
[道路運送法第38条]
- 4 事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項を定めなければならない。 (○)  
[道路運送法施行規則第12条]
- 5 旅客自動車運送事業者は、運転者に対して適切な指導監督を行い、その日時、場所等を記録し、その記録を営業所において1年間保存しなければならない。 (×)  
[運輸規則第38条]
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 (×)  
[法第15条]
- 7 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。 (○)  
[法第30条]
- 8 一般旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。 (×)  
[法第36条]
- 9 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確

保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。 (○)

[法第29条の3]

- 10 旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。 (○)

[運輸規則第2条の2]

- 11 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任するときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

[法第22条の2] (×)

- 12 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。 (○)

[運輸規則第47条]

- 13 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要はない。 (×)

[施行規則第25条]

- 14 一般貸切旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。 (○)

[運輸規則第36条]

- 15 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際して注意を要する箇所的位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者等に対し適切な指示を行うとともに、携行させなければならない。 (○)

[運輸規則第28条の2]

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を ( ) に記載して下さい。

- 16 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に対して、勤務終了後、継続 ( 8 ) 時間以上の休息期間を与えること。

[改善基準告示 5条第1項3号]

- 17 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は ( 4 ) 時

間を超えないものとする。

[改善基準告示5条第1項5号]

- 18 一般旅客自動車運送事業者は、( 運行管理者 ) がその業務として行う助言を尊重しなければならない。

[法第23条の5]

- 19 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として営業所ごとに最低 ( 2 ) 名以上の運行管理者を選任しなければならない。

[運輸規則第47条の9]

- 20 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその ( 更新 ) を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

[法第8条]

問3 以下の各設問の ( ) 内に、正しい語句を [ ] 枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 21 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、( B ) の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員]

[運輸規則第45条]

- 22 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して ( B ) 保存しなければならない。

[A. 半年間 B. 一年間 C. 三年間]

[運輸規則第3条]

- 23 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を ( B ) により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

[A. 乗務記録 B. 運行記録計 C. 運行指示書]

[運輸規則第26条]

- 24 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員等の氏名等の記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において ( C ) 保存しなければならない。



[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]

[運輸規則第26条の2]

25 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ C ）の利便を図ることを目的とする。

[A. 事業者 B. 従業員 C. 旅客]

[運輸規則第1条]

26 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（ B ）適切な処置をしなければならない。

[A. 添乗員のために B. 旅客のために C. 乗務員のために]

[運輸規則第18条]

27 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ A ）しなければならない。

[A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清潔に]

[運輸規則第44条]

28 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して（ C ）、弁明しなければならない。

[A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく]

[運輸規則第3条]

29 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員等の（ C ）についての規律を定めなければならない。

[A. 接遇 B. 運転技術 C. 服務]

[運輸規則第41条]

30 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ B ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]

[運輸規則第21条]